## 第15回筑後市農業委員会総会議事録

**時** 令和 3 年 9 月 6 日 午後 1 時 30 分~午後 3 時 01 分

場 所 中央公民館 視聴覚室

出欠者 出席者 15名 欠席者 1名

**議** 事 1. 開 会

- 2. 議事録署名人の指名
- 3. 付議事案

報告 第1号 農地法第18条の規定による合意解約について

報告 第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権 解約について

報告 第3号 農地法第5条第1項第8号の規定による届出について

議案 第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の 規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

議案 第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権 移転について

議案 第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権 変更について

議案 第4号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権 設定について

議案 第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案 第7号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について

4. 閉 会 協議(報告)事項

#### 出席委員(15名)

 1番
 吉田 孝行
 2番
 中村 伸秀

 3番
 松永 博視
 4番
 岡本 義照

 5番
 近藤 茂
 6番
 井寺 知江子

7番	成清	輝美	9番	中村	浩章
10番	北原	良輝	11番	城戸	愼吾
12番	溝口	弘之	13番	城戸	孝行
14番	冨安	春二	15番	古賀	重満
16番	坂本	好教			

## 本会議に欠席した農業委員(1名)

8番 角 豊明

## 会議に出席した事務局職員

事務局長 田中幸裕

課長補佐兼担当係長 中村 敏 和

午後1時30分 開会

## ○事務局

皆さんお待たせしました。それでは今から総会を始めさせていただきたいと思いますので、携帯のほうはマナーモードにしていただきますようによろしくお願いいたします。それでは会長お願いいたします。

## ○議 長

改めまして皆さんこんにちは。大変お忙しい中にご出席いただきましてありがとう ございます。ただ今から、第15回の農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日は、8番の角委員が欠席でございます。今回も、新型コロナウイルス対策として、出来るだけ短時間での総会となるよう、事務局からの説明は簡潔にお願いします。また、発言される委員は、議長の許可を得てから、議案の審議に必要なものを、簡潔にお願いし、議案の審議に影響のないご質問につきましては、最後の協議事項の際にお願いをいたします。なかなかコロナも収まるようで収まらないような感じでございますが、皆さん方にはくれぐれもコロナにかからないようにお願いしておきます。それでは、本日の総会は、報告事項が3件、議案が7件でございます。慎重なるご審議と、円滑な会議の進行にご協力をお願いいたします。

次に、議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には、2番の中村伸秀委員さん、13番の城戸孝行委員さんにお願いいたします。

それでは、報告事項に入ります。報告第1号から第3号について、事務局の説明を お願いします。

## ○事務局

はい、それでは今回も出来るだけ簡潔に説明させていただきますので、どうぞよろ しくお願いいたします。議案書の1ページをお願いいたします。

## 報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約について

でございます。

第1項、西牟田の田2筆でございますが、平成2年に許可されておりました農地法 3条の使用貸借権につきまして、借り人が耕作困難となられまして、今回解約される ということでございます。で、借人の方はもう離農されるということでございます。 続きまして2ページをお願いします。

# 報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約についてでございます。

先ず、1項は、貸人の都合による解約でございます。2項から4項までの3件につきましては、3ページまでになりますけども、4項までの3件につきましては、議案第5号に付議いたします、贈与のための解約ということでございます。3ページの中段の5項でございますが、貸人の都合による解約ということでございます。6項からページめくっていただきまして4ページ8項につきましては、議案第6号にてこの後付議いたします、転用のための解約でございます。6ページの9項から11項は議案第4号にてこの後付議いたしますが、法人への貸付のための解約でございます。

続きまして、7ページの報告第3号に移らせていただきます。

#### 報告第3号 農地法第5条第1項第8号の規定による届出について

でございます。

こちらは、許可ではなく、届け出とされております、携帯電話基地局の設置のため

の転用でございます。場所は熊野の畑で、面積は4㎡となってございます。地図は1ページにございますけれども、説明は省略させていただきたいと思います。報告事項は以上でございます。

## ○議 長

ありがとうございました。これで報告事項を終わります。

## ○委 員(13番)

すいません。報告2号のですね、2番と3番、これ面積が同じで、上が\_\_\_\_さんと下が さんで、面積が同じで地番も一緒ばってん、これはどんな意味ですかね。

## ○委 員(11番)

表と裏。

## ○事務局

そうです。すいません、備考欄の方に書いてございますけども、括弧書きで期間借地の裏が\_\_\_\_\_\_さんで2項ですね、それと3項の方は期間借地の表作ということで、表と裏を別々の方が借りてあった分の解約と。

## ○議 長

いいですね。それでは、報告事項を終わります。

次に、議案第1号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

それでは議案書は8ページをお願いいたします。

# 議案第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

でございます。

第1項 氏名、農事組合法人\_\_\_、代表理事\_\_\_、住所、筑後市大字西牟田、経営形態、米麦大豆及び茄子、面積、3,658 a、農業労働力、合計で11名でございます。買い入れ予定地につきましては西牟田の方の田をですね、される予定でございますが、これは報告事項の解約される田でございます。説明は以上でございます。

## ○議 長

それでは説明が終わりました。議案第1号について、質問のある方はどうぞお願い

をいたします。

## 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第1号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

## 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第2号を提案いたします。事務局は、1項、2項を続けて説明をお願いいたします。

## ○事務局

それでは議案書の9ページをお願いいたします。

# 議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について でございます。

第1項、所在、西牟田、地目、田、1筆、面積、3,769㎡、渡人、久留米市三	潴町
のさん持分が1/3、その他6名の共有名義となってございます。受人	、は、
久留米市三潴町のさん、利用目的は水稲で、売買価格は総額で	_円、
反当りの万円でございます。	
続きまして10ページの2項をお願いいたします。第2項、所在、前津、地目	、樹
園地、1筆、面積、117㎡、渡人、前津のさん、受人、公益財団法人福	岡県
農業振興推進機構、利用目的はお茶で、売買価格は総額で円でございま	:す。
購入予定者は機構を通じてでございまして、11月の総会に付議される予定でご	ざい

## ○議 長

ます。説明は以上でございます。

説明が終わりました。議案第2号第1項及び第2項について、質問のある方はどう ぞお願いいたします。

#### 【質問なし】

質問も無いようでございますので順に採決をとります。

議案第2号第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

## 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、第2項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

## 【賛成者举手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第3号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

はい、議案書の11ページをお願いいたします。

## 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権変更について でございます。

第1項、所在、江口、地目、田、1筆、面積、3,116 ㎡、渡人、江口の\_ さん。受人、江口の\_\_\_\_\_\_\_\_\_ さん、利用目的はトマトでございます。こちらの農地はハウス部分と水田部分がございますけれども、変更によりまして、ハウス部分のみを継続して利用されまして、水田部分については別の耕作者へ利用権設定されるための変更でございます。説明は以上でございます。

#### ○議 長

事務局の説明が終わりました。議案第3号について質問のある方はどうぞお願いいたします。

#### 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第3号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

#### 【替成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第4号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

はい、議案書の12ページをお願いいたします。

# 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について でございます。

利用権設定は借り人で全部で4件ございますが、第1項のみご説明いたします。

議案第4号の説明は以上でございます。

## ○議 長

説明が終わりましたので、議案第4号について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

## 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第4号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

## 【賛成者举手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第5号を提案いたします。本日の農地法3条の案件は6件でございます。 それでは、第1項について事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

それでは、議案書の17ページをお願いいたします。

## 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

でございます。

第1項、契約、売買、所在、一条、地目、田1筆、面積1,074 ㎡、渡人、一条の\_\_\_\_ さん、受人、山ノ井の\_\_\_\_\_さん、申請事由は渡人の希望によるものでござ いまして、売買価格は総額の\_\_\_\_万円でございます。事務局からの説明は以上でございます。

## ○議 長

それでは、担当委員の説明をお願いします。

## ○担当委員

ただ今事務局の説明どおりでございます。審議のほうよろしくお願いいたします。

## ○議 長

説明が終わりましたので、第1項について、質問のある方どうぞお願いいたします。

## 【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決をとります。

第1項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

## 【賛成者举手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

## ○事務局

はい、第2項、契約、売買、所在、蔵数、地目、田が1筆、畑が3筆、樹園地1筆、面積の合計で3,202 ㎡、渡人、蔵数の\_\_\_\_\_さん、受人、山ノ井の\_\_\_\_\_さん、申請事由は渡人の希望によるものでございまして、売買価格は、総額の\_\_\_\_万円とされております。事務局からの説明は以上でございます。

## ○議 長

第2項について、担当委員の説明をお願いいたします。

## ○担当委員

ただ今の事務局の説明どおりでございます。審議のほうよろしくお願いいたします。

#### ○議 長

それでは説明も終わりましたので、第2項について、質問のある方どうぞお願いい たします。

## 【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決をとります。

第2項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者举手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、18ページをお願いいたします。第3項、契約、売買、所在、若菜、地目、畑1筆、面積96㎡、渡人、山ノ井の\_\_\_\_\_\_\_\_さん、受人、熊野の\_\_\_\_\_\_さん、売買価格は、総額の\_\_\_\_\_万円でございます。作物は隣にキウイ畑がございますけど、そこと一体利用されるということでございます。申請事由が交換のためとなってございますのは、受人の\_\_\_\_\_さんの別の農地の一部をですね、後ほど5条転用で宅地分譲の一部として取り込む分ために、代替え農地として売買されるものとなってございます。事務局からの説明は以上でございます。

## ○議 長

第3項について、担当委員の説明をお願いします。

## ○担当委員

ただ今の説明どおりでございます。審議のほうよろしくお願いします。

## ○議 長

それでは説明も終わりましたので、第3項について、質問のある方どうぞお願いい たします。

#### 【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決をとります。

第3項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、第4項、契約、贈与、所在、長崎、地目、田が4筆、面積計の5,818 ㎡、渡人、長崎の\_\_\_\_\_\_さん、受人、長崎の\_\_\_\_\_さん、作物は水稲でございまして、報告2号で利用権を解約された農地でございます。申請理由は叔母より甥への贈与となってございます。事務局からの説明は以上でございます。

#### ○議 長

第4項について、担当委員の説明をお願いします。

## ○担当委員

ただ今の事務局の説明どおりであります。ご審議方よろしくお願いします。

## ○議 長

それでは説明が終わりましたので、第4項について、質問のある方どうぞお願いいたします。

## 【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決をとります。

第4項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

## 【賛成者举手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第5項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

第5項、契約、売買、所在、高江、地目、畑1筆、面積363㎡、渡人、高江の\_\_\_\_ \_\_\_さん、受人、住所が福島県となっておりますが、居住地として富久にお住まいの \_\_\_さん、作物は苺でございます。売買価格は総額の\_\_\_\_\_円でハウス等の施 設も全部含めての金額となっております。事務局からの説明は以上でございます。

#### ○議 長

第5項について、担当委員の説明をお願いいたします。

#### ○担当委員

事務局の説明どおりです。ご審議方よろしくお願いします。

## ○議 長

それでは説明が終わりましたので、第5項について、質問のある方どうぞお願いい たします。

## 【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決をとります。

第5項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者举手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第6項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、第6項、契約、売買、所在、尾島、地目、畑1筆、面積969㎡、渡人、西牟田の\_\_\_\_さん、受人、津島の\_\_\_\_さん、作物は露地野菜でございます。売買価格は総額 万円でございます。事務局からの説明は以上でございます。

## ○議 長

第6項について、担当委員の説明をお願いいたします。

## ○担当委員

事務局の説明どおりです。審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○議 長

説明が終わりましたので、第6項について、質問のある方どうぞお願いいたします。

## 【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決をとります。

第6項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

## 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、議案第6号、農地法第5条の転用でございます。本日の案件は12件でございます。それでは、第1項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい。それでは私のほうからですね、議案書19ページをご覧ください。

## 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

でございます。

第1種農地の例外規定に該当するものでございます。こちらの共同住宅は1棟、10世帯が入居の計画となってございます。建物の面積は295.38 ㎡でございます。説明は以上です。

## 〇議 長

次に担当委員の説明をお願いいたします。

## ○担当委員

ただ今事務局から説明していただいたとおりでございます。ご審議のほどよろしく お願いします。地図は2ページでございます。

## ○議 長

それでは説明が終わりましたので、議案第6号第1項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。どうぞ。

## ○委 員(11番)

すいません。今の賃貸借は親子関係と理解していいんですか。

## ○事務局

はい、親子関係でございます。\_\_\_\_さんがお父さんで\_\_\_\_さんが子どもさんになります。

## ○議 長

いいですか。他にございませんか。

#### 【質問なし】

他に無いようですので採決をとります。議案第6号第1項について、承認すること に賛成の方、挙手をお願いいたします。

## 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、第2項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

はい、第2項、契約、売買、所在、和泉、地目、畑、2筆、面積、855 ㎡、渡人、春日市の\_\_\_\_\_さん、受人は、筑後市水田の\_\_\_\_さん、\_\_\_\_さんそれぞれ持分1/2、申請事由は宅地造成整備、一般住宅2戸という計画となっております。場所の確認をお願いします。地図の3ページでございます。(地図により位置説明)この

農地は、用途地域で第3種農地であり、今回は宅地造成整備、一般住宅住2戸建築される計画となっています。自分たちのお家とですね、妻のご両親のお家という計画をされてございます。一体利用地としてですね189.83 ㎡、敷地の合計は1,044.83 ㎡というふうになります。基本的に第3種農地については原則許可でございます。土地の売買価格は、宅地まであわせまして、総額の\_\_\_\_\_万円、坪単価の\_\_\_\_\_\_円となっていまございます。説明は以上です。

## ○議 長

担当委員の説明をお願いいたします。

## ○担当委員

ただ今事務局からの説明どおりでございます。審議のほどよろしくお願いします。 地図は3ページでございます。

## ○議 長

それでは説明が終わりましたので、第2項について、質問のある方どうぞお願いい たします。

#### 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第2項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

## 【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。次に、第3項について、 提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

## ○事務局

第3項、契約、	売買、所在、	徳久と羽犬塚、	地目は田2筆、	面積合計 1,38	50 ㎡、渡
人、筑後市羽犬塚の	のさ	ん、同じく羽力	∵塚のさ	ん、受人は、	広川町の
株式会社	さん、申請事	由は宅地分譲の	5区画となってお	ります。場所	の確認を
お願いします。地図	図の4ページ	をごらんくださ	い。(地図により	位置説明)耕	作放棄地
の場所にもなって	おったかと思	います。一体利	用地として道路	等 306 ㎡があ	り、造成・
整備後は道路は市は	こ寄付される	ということでこ	ございます。土地は	代は合計の	円、
坪単価の	円となってご	`ざいます。			
ァナ この 典 地 区	(人)にへきまし	ては 田冷地は	た 笠り毎曲地し	1、2、本川地により	てわりナ

こちらの農地区分につきましては、用途地域、第3種農地という判断をしております。なお、株式会社\_\_\_\_\_さんはですね、筑後市で転用は初めてとのことで、今回

来ていただいております。

## ○議 長

第3項につきましては、今回が筑後市で初めて転用申請をされる業者ということで、 会議にご出席いただきますのでよろしくお願いします。それでは、第3項の申請人の 入室をお願いします。

## 【申請人 入室】

本日は、大変お忙しい中を、ご出席いただきましてありがとうございます。皆さんにご紹介をいたします。申請人である株式会社\_\_\_\_の\_\_様と\_\_\_様でございます。委員からの質問がありましたら、ご起立していただいて、簡潔なご答弁をお願いいたします。申請人に質問のある方はどうぞお願いいたします。

## ○委 員(4番)

御社の事業内容について概要をお願いしたいと思いますが。

## ○申請人

当社の事業内容としましては、主に、不動産業なので賃貸、アパート、店舗のあっせんや宅地分譲、建売分譲などの事業を主に行っております。以上です。

#### ○議 長

どうぞ。

## ○委 員(15番)

筑後市に今度初めてということなんですけど、近くにそういった造成したり,宅地分譲したようなことがあればですね、ちょっと教えてもらいたいと思いますが。規模とかですね、分かるしこでいいですけど。

#### ○申請人

今の質問に対してですけど、お近くといってもちょっと離れてはくるんですが、今現在、八女の稲富、と本村地区っていうところに、まあ杉町ですね、あそこに29区画と、稲富が19区画と、開発を伴う宅地分譲を行っております。一番筑後で近いところといったらそこくらいですかね。それと八女の吉田の方と久留米市内、久留米の山川追分というところに小規模ではありますが4、5区画の宅地分譲を行っております。今現在の分譲状況は以上です。

#### ○委 員(15番)

ありがとうございます。もう一ついいですか。

## ○議 長

はいどうぞ。

## ○委 員(15番)

今の場所はですね、かなり低くなっていると思いますけど、ここはだいたい2mから3mそれくらい地上げせやんでしょう。その後がちょっと心配なんですよね、・・・宅地造成でもう終わりっちゅうことじゃ無いでしょうけんで。後々に災害の無いような対策をですね、きちんとしてもらわないかんけんですね。そこんにき計画があったら聞かせてもらっていいですかね。

## ○申請人

そうですね、筑後の今徳久に計画している分譲地につきましては、今高低差が2ちょっとあります。そこで外周部には全部L型擁壁を用いてですね、造成しようかと思っております。道路も側溝、今筑後市道のほうから道路を1本宅地内に引き込んでいって、凡そ6区画の分譲地を今作ろうかと思っておりますが、道路と同じ地盤面になって、水路部分だけがどうしても擁壁の下になりますので、その水路部分については地元と協議しまして水路を管理できるような管理幅をとったりしながら、協議しながら造成を行っていきたいと思っております。で、あくまで宅地分譲ですので、宅地で作りましたらば、あとは家が売れて建っていくことを想定しております。売れ残った場合にはやっぱり草刈りなどの管理はまたしていこうと思っております。でも、なるべく早急に売っていくように努力してまいりたいと思っております。以上です。

#### ○委 員(15番)

はい。今、最近、異常気象でですね、かなりの雨量も多くなっておりますので、災害が無いような対策をしっかりお願いして、よろしくお願いしときます。(はい、分かりました。)

#### ○議 長

他にございませんか。どうぞ。

## ○委 員(5番)

地図を見ていただくと判るように南側と東側にですね、ぶどう園が営まれているわけですよ。それでですね、まあ、言われました相当高低差がありますからですね、ぶ

どう園に対しての土砂の流入防止とですね、先ほども言われたように雨水対策ですね、 これをやっぱり農業者に迷惑を掛からないようにですね、どのように具体的に対策を とられるかですね、それをお聞かせ願いたいと思うんですけど。

## ○申請人

今の東側と南側の、確かに今ぶどう畑が存在してると思うんですけど、前回測量の時にそこの地主さんとも立会いしまして、この宅地になることによっての雨水の処理についてはですね一部は筑後市がお持ちの水路をですね、今払い下げで、使ってない部分なんですけど、水利委員さんがここは必要ないよという部分を払い下げの今申請をしている段階でして、で、そちらの東側と南側についてのですね、の処理については、南側に城戸さんって方がもってある畑があるんですけども、十分にそちらの農業者の方とも話をしていきまして、当然造成と言っても崩れるような造成は考えておりませんので、泥が流出するようなですね、ちゃんと強いL型擁壁っていう県の規格で通っているような擁壁を使いますので、それで泥の流出は防げるかと思っております。水も、排水の問題が無いようにちゃんと協議して造って行きたいと思っておりますので。

## ○委 員(5番)

それは、ぶどう園のですね、地主さんとのお話は出来ているわけですね。

#### ○申請人

いや、まだきちんと話しておりません。測量士をいれて話しておりますので、私どもが直接会ってずっと話しているわけではないんでですね。

#### ○委 員(5番)

いや、そういうトラブルが無いようにですね、やっぱり農業者の立場にたってです ね仕事をですね進めていただきたいというふうにお願いしておきます。(はい。)

## ○議 長

どうぞ。

#### ○委 員(10番)

あの実はL溝施工にあったってですね、境界ぎりぎりでL溝が立ち上がるち思いますが、あのそこはぎりぎりで立ち上がるんですかね、それとも引いたところで立ち上がるんですか。いろいろ私も知っている部分ではですね、ぎりぎりに立てて、そした

らぎりぎりのところからL溝の下に下地の捨てコンクリですね、あれをするなかで、 境界からぴしゃっとしとったらこっちに出されんわけですね、でどういうふうな手法 でしなはるかちゅうのをちょっとお聞きしたいと思います。

## ○申請人

一応、施工では300 (mm) ほど引いて立てる予定にしております。どうしても擁壁の根入れ部分に先ほど仰られたように、捨てコンなど施工上打たなきゃならないんで、300 ぐらい入れてつくような今計画をしておるそうです。

## ○委 員(10番)

往々にして業者さんによっては境界ぎりぎりに立ち上げて後でちょっと傾いたとか そげなトラブルがあってますので、300引いてもらえば十分余裕はありますね。分か りました。

## ○議 長

他にございませんか。どうぞ。

## ○委 員(5番)

もうひとつですね。宅地の分譲をされるということですけど、後々の先ほど申された床上、床下とかそういう被害が出た場合のその責任というのは、あれはもう住宅を建てられた方のですね、責任になって来るわけですかね。今いろいろ頻発しておりますからですね、そういうことがあってはいけないんですけどですね。仮に想定外の云々とかいうようなことが報道されますしですね。その際の責任の責任元っていうかですね。やっぱりあの業者の方はですね何らかの一応責任というのはあるわけですか。なんでこんなことをお聞きするかといいますと、先ほども申されたように結構高低差が大きいもんでですね、高さがですね、道路なんかとですね、それでちょっとお聞きしておるわけです。

#### ○事務局

そこはちょっと事務局から。雨水の処理のことになろうかと思います。雨水の処理に関しましてはですね、そこの敷地に降った分の雨水の処理に間してが基本的には市の方からとか県の方からお願いしている部分でございまして、水路を流れる水が、入ってくる水が多いから溢れだす分については、これは残念ながらちょっと上から降ってくるものなんでどうしようもない状況だから、開発する時にはその敷地に降った雨水を、例えば50年に一度の大雨の時の水の量を計算してゆっくり水路に出すように

というような規格とかはあるんですけども、水路自体が溢れることについてはですね、 特段の誰の責任というのは今のところ、正直難しいというかそういった状況だろうと 思います。ですので新たに造成される時には今まで畑とか田んぼとかで持つことが出 来た水を今度は造成することで外にそのまま表面で排水として流されることになるで しょうから、その流し方についてですね、は十分留意していただくひつようがあるの かなと。

#### ○議 長

いいですか。(分かりました。)他にありませんか。

## 【質問なし】

それでは、他に質問が無いようですので、申請人におかれましてはここで退席していただきます。申請人におかれましては、本日、大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。

## 【申請人 退室】

それでは再開します。担当委員の説明をお願いします。

## ○担当委員

ただ今の事務局の説明どおりであります。地図は4ページに載っております。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

## ○議 長

それでは説明が終わりましたので、第3項について、質問のある方はどうぞお願い いたします。

## 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第3項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第4項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、それでは議案書20ページをご覧下さい。第4項でございます。その前にですね、すいません、1点修正をお願いしたいと思います。備考欄のですね第1種農地と書いておりますが、農林と確認したところ第2種農地ということでですね、訂正を

## ○議 長

次に担当委員の説明をお願いいたします。

## ○担当委員

ただ今事務局の説明どおりでございます。地図は5ページにあります。それと昨年 \_\_\_\_\_\_さんは、前津のほうに建売をやられたと思いますけどそれは、その後のは大 丈夫だったんですかね。ご報告をよろしくお願いします。

## ○事務局

\_\_\_\_\_さん、建売住宅のほう建築のほう終わっておりますので大丈夫ということでございます。

#### ○担当委員

はい、大丈夫です。

#### 〇議 長

それでは説明が終わりましたので、第4項について、質問のある方はどうぞお願い いたします。

#### 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第4項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第5項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

## ○議 長

担当委員の説明をお願いいたします。

## ○担当委員

ただ今事務局の説明のとおりでございます。場所につきましては地図は6ページで ございま。審議方よろしくお願いします。

#### ○議 長

それでは説明が終わりましたので、第5項について、質問のある方はどうぞお願い いたします。

## 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第5項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

## 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第6項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

はい、第6項でございます。こちらの議案書がですね、複数にわたります20ページ21ページ22ページにわたるところでございます。 3ページにわたってですねちょっと見にくい部分もあろうかと思いますけどよろしくお願いします。それでは第6項、契約、売買、所在は新溝、地目、田6筆、畑14筆、計20筆、面積が 9,397. 41 ㎡でございます。 2 2ページに書いてございます。渡人としましては沢山いらっし

ゃいますが、筑後市新溝のさん、他ですねそちらに記載している方々でござ
います。新溝のさん、同じく新溝のさん、以下、計12名でございます。受
人は八女市鵜池の株式会社代表取締役さん、申請事由は、工場建設
という計画となってございます。場所の確認をお願いします。地図は同じく6ページ
です。(地図により位置説明) 工場建設が 3,679.45 ㎡、三階建ての計画となってござ
います。また、さんの会社概要としましてはですね、主に医療用機器の製造・
販売、まあ透析関係のキット外ですね、それと、アグリ部というのがございまして、
農業用の機械・器具・備品等の商品開発研究などでございます。こちらのほう工場棟
と滅菌関連設備棟等で構成されておって、医療機器特有の施設ということになってご
ざいます。こちらの農地区分は、第2種農地ということでございまして、令和3年6
月25日にですね農振除外が完了しているところでございます。土地の総額は
円、坪単価の約円となっておございます。こちらはですね、3,000 ㎡を超
えていて開発行為にあたりますので、許可については開発と同時許可というふうにな
ります。また、追加で言えば 5,000 ㎡を超えておりますので、こちら農林案件ではな
くて本庁案件ですね、となってございます。事業計画としましては、造成工事が許可
後令和3年11月着工、工場建設工事が令和4年2月着工、開業予定はですね令和5
年4月という予定でございます。説明は以上でございます。

## ○議 長

次に担当委員の説明をお願いします。

## ○担当委員

ただ今事務局の説明のとおりでございます。場所につきましては6ページでございます。ご審議方よろしくお願いします。

## ○議 長

説明が終わりましたので、第6項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。どうぞ。

## ○委 員(15番)

農機具関係を作るということなんですが、今までどこか違うとこに工場かなんかあったんですかね。新規でしちゃっとですか。

## ○事務局

八女市の鵜池がまあ事業所の、申請人のですね、ということで鵜池のほうに今事業

所、ございます。

## ○委 員(15番)

今までの敷地が小さくなったからちゅうことでここに来るげな。

## ○事務局

すいません、本社機能を移すかどうかは確認できていないんですけども、こちらの ほうで工場をつくられてってことで、メインが医療系です。金額的にいけばですね。 農業資材で私どもが伺っているのは苺の高設栽培の棚とかそういったようなスチール 系のものを作られてあるということで聞いています。最近ではこの辺では高設栽培は あまり新たな導入はやっていないので苗の高設とかそういったものは一部使われてあ るところはあるのかもしれません。そういったものだそうです。

## ○議 長

いいですか。

## ○委 員(15番)

はい、分かりました。

#### ○議 長

他にありませんか。

#### 【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第6項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第7項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

それでは続きまして第7項でございます。議案書は22ページの真ん中から半分の
ほうお願いします。第7項、契約、賃貸借、所在、野町、地目が田3筆、畑が2筆、
計5筆、面積3,817㎡、貸人は春日市惣利のさん持分1/2、八女市山内の
さん同じく持分1/2、それと筑後市野町のさん、それと借人は東
京都港区の株式会社さんでございます。申請事由は、貸店舗建設、の
建設という計画となってございます。場所の確認をお願いします。地図の7ページで
ございます。(地図により位置説明) こちらのほう店舗の面積がですね 1.269.17 ㎡、

それとあと従業員駐車場ですね、来客用駐車場合わせて約70台の計画となってごさ
います。のですね会社概要としては、主に各種動産のリース、レンタル、賃
貸借及び貸金業などとなってございます。こちらの農地区分は第2種農地と判断して
ございます。賃借料は、さん、さんとは月額それぞれ円、さん
とは月額万円となってございます。こちらは 3,000 ㎡を超えていて、開発行為に
あたるため許可については開発と同時許可となってございます。事業計画としまして
は、造成工事が許可後本年10月着工、貸店舗建設工事が令和4年2月着工、開業予
定は令和4年4月ということになってございます。先月承認いただいたところからす
ると一回り小さい規模というふうになってございます。説明は以上でございます。

## ○議 長

それでは担当委員の説明をお願いいたします。

## ○担当委員

ただ今事務局より説明のあったとおりでございます。審議の方よろしくお願いいた します。

## ○議 長

それでは説明が終わりましたので、第7項について、質問のある方はどうぞお願い いたします。

## ○委 員(11番)

いいですか。(はいどうぞ。)店舗名って分かります。

## ○事務局

店舗名ですね、\_\_\_\_\_さんだそうです。

## ○委 員(11番)

はい。

## ○事務局

先月が さんですね。

## ○議 長

他にありませんか。

## 【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第7項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

## 【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第8項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

はい、議案書の23ページをご覧ください。第8項、契約、売買、所在は尾島、地目は畑1筆、面積は297㎡、渡人は佐賀市北川副の\_\_\_\_\_\_さん、受人は筑後市尾島の\_\_\_\_\_さん、申請事由は事業拡大による資材置場という計画となっております。場所の確認をお願いします。地図の8ページでございます。(地図により位置説明)事業拡大によりまして、資材置場の計画で一体利用地として宅地のところを改造してですね、倉庫にあてられることとなってございます。一体利用地は、宅地とかを併せまして、362.99㎡というふうになってございます。

こちらの農地区分は、第3種農地と判断しており、原則許可というふうになってございます。土地の総額は\_\_\_万円、坪単価の約\_\_\_\_\_円となってございます。説明は以上です。

#### 〇議 長

次に担当委員の説明をお願いいたします。

## ○担当委員

事務局の説明のどおりです。地図は8ページです。審議の方よろしくお願いいたします。

#### ○議 長

それでは説明が終わりましたので、第8項について質問のある方はどうぞお願いい たします。

#### 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第8項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第9項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

## ○議 長

次に担当委員の説明をお願いいたします。

## ○担当委員

事務局の説明のどおりです。ページ数は9ページ。審議方よろしくお願いします。

## ○議 長

それでは説明が終わりましたので、第9項について、質問のある方はどうぞお願い いたします。

## 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第9項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第10項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

第10項、契約、売買、所在、高江、地目は畑1筆、面積 488 ㎡、渡人は高江の\_\_\_\_\_ さん、受人は福島県になっておりますが\_\_\_\_\_ さん、申請事由は自己住宅・農業用倉庫建設という計画となってございます。場所の確認をお願いいたします。地図の10ページでございます。(地図により位置説明)自己住宅・農業用倉庫併せて139.94 ㎡、住宅が 88 ㎡と農業用倉庫が約 52 ㎡の計画となってございます。こちらの農地区分は、第1種農地で集落に接続可能となっているため、第1種農地の例外規定に該当するものでございます。なお、\_\_\_\_ さんにつきましては、東日本大震災による避難をされてございまして、先ほどもありましたけど市内富久にお住まいになっておりましてですね、居住地を備考欄に記載しております。先ほど、3条のところで承認

## ○議 長

次に担当委員の説明をお願いいたします。

## ○担当委員

事務局の説明のどおりであります。10ページですね。ご審議方よろしくお願いします。私も富久ですけども、東北から来られて何年かたって苺をつくって頑張っておられます。

## ○議 長

それでは説明が終わりましたので、第10項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

## 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第10項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第11項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

はい、議案書の24ページをご覧くだ	さい。第11項、契約、売買、所在は若菜、
地目、畑3筆、面積は合計の1,838 m²、	渡人は筑後市山ノ井のさん、同じく
熊野のさん、同じく市内若菜の	さん、受人は、筑後市山ノ井の有限
会社でございます。申請事由は	、宅地分譲整備となってございます。場所の
確認をお願いします。地図の11ページの	の左側のところになります。(地図により位置
説明)こちらの農地区分は、用途区域とな	なっており第3種農地と判断してございます。
6区画の宅地分譲計画となっております。	。さんの工事完了実績については、
全て完了というふうになってございます。	。先ほど交換、第3条の交換で出てきたのが
この案件でございます。売買価格につき	ましては、総額の円、坪単価の約_
円となってございます。説明は以	上です。

## ○議 長

次に担当委員の説明をお願いいたします。

## ○担当委員

事務局の説明のとおりです。場所につきましては11ページです。審議方よろしく お願いします。

## ○議 長

それでは説明も終わりましたので、第11項について、質問のある方どうぞお願い いたします。どうぞ。

## ○委 員(4番)

この<u></u> さんって方があちこちいろいろしてあるから、それはよろしゅうございますけども、この4条とかいろいろは分譲については大体失礼ですけども売れておるじゃろか。あっちこっちいろいろしてあるが。

#### ○事務局

合計の戸数までは確認していませんけど、完了しているのは確認してまいりました ので。

#### ○委 員(4番)

いやその、造成からいろいろしてせらはったらそら・・、別に差し支えございませんけれども、そのあっちこっち筑後市全体でしてあるけれどもそれがそういうふうな売れ行きもじゃんじゃんしてあるから、空いとるとこもありゃせんじゃろかと思ってやった。

#### ○事務局

今のところは全部ですね、販売終わっておるところでございます。

## ○議 長

全部終わっとるちゅうこつやろ。だそうですです。

#### ○委 員(4番)

ありがとうございました。

## ○議 長

他にございませんか。

## 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第11項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

## 【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第12項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

はい、第12項、契約、売買、所在は若菜、地目は畑2筆、面積は1,380 ㎡、渡人は筑後市山ノ井の\_\_\_\_\_\_さん、受人は、同じく筑後市山ノ井の有限会社\_\_\_\_\_\_さんでございます。申請事由は宅地分譲整備となってございます。場所の確認をお願いします。先ほどの11ページ、今度は右側のところになります。(地図により位置説明)こちらの農地区分は用途区域となっておりまして、第3種農地と判断してございます。同じく6区画の宅地分譲計画となってございます。売買価格については、土地の価格につきましては\_\_\_\_\_\_円となってっございます。説明は以上です。

## ○議 長

担当委員の説明をお願いいたします。

## ○担当委員

事務局の説明のとおりです。ページ数は11ページの右側です。ご審議方よろしくお願いします。そして、\_\_\_\_さんがいろいろもって来られるんですけど、さっきの質問で売れてるっちゅうことで私安心しました。ほんとに売れてるんやろうかち私も思とりましたんで。審議をよろしくお願いします。

#### ○議 長

それでは説明が終わりましたので、第12項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。どうぞ。

#### ○委 員(11番)

同じ方が2件、11項12項続けて出されるっていうのは、やっぱり今までの月跨いだら売れなくてはいけないっていうのを分かって出してあるっていうことですか。 \_\_\_\_さんが。それを確認です。

## ○事務局

今回の\_\_\_\_さんに関してはそれはなくて、先月か先々月にですね、持ってあった分

譲住宅でブロック塀が境界にかかってて道路にあるから市のほうに道路の寄付が貰えないっていうことで目的を変えられて、分譲住宅だったのをですね自分のところの資材置場に変えられた案件が一つあったと思います。で資材置場に変えられたことで手持ち案件の未完成部分はセロになられてあります。それがゼロになられてあるんですけど、最近では久しぶりにこの分譲住宅を出されたのかなと思います。今までは農地を買われるのは、3条はあったんですけど4条とか5条とかはちょっとしばらく出てなかったのかなと思いますが。今回は両方ともやっと売れる状態になったというのが一番のようです。先ずは11項のほうは先ほど交換的な売買がありましたけれども、この間口部分の接道部分に位置する農地だったのでその話がついたので今回出せるようになったと。それとこちらのほうは以前、若菜の\_\_\_\_さんの一部の組み換えがあってそれでここも接道がとれて出来るようになったということで、たまたま時期がかぶったということで、一度に出したいということです。これと全く別個にですね、山林に関してを切り開きながら宅地造成の準備もされていらっしゃるところが何箇所かありますので、その辺りも売りに出されるつもりではあるんだろうと、いうことで、これに関してはご本人さんは売れる気満々でされてあるものだと思っています。

#### ○議 長

いいですか。他にございませんか。どうぞ。

## ○委 員(9番)

12項のですね、接続の道路ちゅうやつはこの点々々ち書いちゃるとが道路になってるとですかね。狭いようなんですが。

#### ○事務局

12項の道はこちらからではなくて北側になります。北東側から6mの道が伸びてきてまして、そちら側から接道をとられるというふうに。農転かけた北側か一部道ですね、住宅プラス道で転用かけていらっしゃった部分で北側には6mの道が東側から入ってきていると。

#### ○議 長

いいですか。(はい。)他にございませんか。

## 【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第12項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

## 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第7号を提案いたします。事務局は一括して説明をお願いします。

## ○事務局

はい、それでは議案書25ページからになります。

# 議案第7号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について

でございます。

こちら8月19日に開催されましたですね農業振興地域整備促進協議会でですね承認された事案ですけども、第1項から説明を申し上げます。

第1項、申出人、筑後市溝口の\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_さん、理由、建売住宅用地に供する。処理区分、C-4、こちらの C-4 という区分は 5,000 ㎡未満ということで、農林案件内部の処理区分となってございます。所在は鶴田、地目は畑1筆、面積 1,567 ㎡、農振除外でございます。転用事業者は、筑後市野町の\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_さんでございます。場所の確認でございますけども、地図の12ページをご覧下さい。国道209号線の\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_から斜めに入ったところでございます。こちらがですねちょうど倉目川に囲まれた農地になりまして、河川で分断、ちょっと見づらいんですけども、三角と言いますか、で分断になりますので2種農地の判断でございます。こちらの方、建売住宅の用地は4区画という計画でございます。次に移ります。

第3項、申出人、前津の\_\_\_\_\_\_さん、同じく前津の\_\_\_\_\_さん、理由、建売住宅用地に供する。処理区分は一緒でございます。所在は前津、地目は田が2筆、樹園地が1筆でございます。計3,965 ㎡、農振除外でございます。転用事業者は筑後市山

ノ井の株式会社さんでございます。こちらの場所でございますけども、地図
の14ページですね、こちらちょっと分かりにくいんですけども、けやき通りから東
に入ったところでございます。こちらの方2種農地の判断をしてございまして、筑後
市役所からの距離ですね、と集落接続で可能な場所で、建売の住宅を15区画計画で
ございます。次に移ります。議案書26ページをご覧ください。
第4項、申出人、前津のさん、理由は建売住宅用地に供する。処理区分は
同じく $C$ -4 でございます。所在は前津、地目は樹園地 $2$ 筆ですね、茶畑になってござ
います。面積は合計の 1,928 ㎡、農振除外でございます。転用事業者は、久留米市荒
木町の株式会社さんです。こちらの場所ですけども地図の15ページ、県道
久留米筑後線、さんの南側付近になります。1種農地になりますが、先ほど
から出ております例外規定ですね、集落接続で大丈夫ということで、7区画の計画で
ございます。次に移ります。
第5項、申出人、前津のさん、理由は店舗及び駐車場用地に供する。処理
区分は一緒でございます。所在は前津、地目は樹園地が4筆、面積は合計の2,133.43
㎡、農振除外でございます。転用事業者は八女市の有限会社さんでございま
す。こちらの場所ですけれども地図の16ページですね、442号線、の斜
め前あたりになります。こちらは2種農地判断でございまして、店舗はの予
定でございます。
定でございます。 第6項ですね、申出人、前津のさん、理由、店舗及び駐車場用地に供する。
第6項ですね、申出人、前津のさん、理由、店舗及び駐車場用地に供する。
第6項ですね、申出人、前津のさん、理由、店舗及び駐車場用地に供する。 処理区分は一緒で C-4 でございます。所在は前津、地目は樹園地が3筆、面積は合計
第6項ですね、申出人、前津のさん、理由、店舗及び駐車場用地に供する。 処理区分は一緒で C-4 でございます。所在は前津、地目は樹園地が3筆、面積は合計 の 2,011 ㎡、農振除外でございます。転用事業者は和泉のさんです。こちら
第6項ですね、申出人、前津の さん、理由、店舗及び駐車場用地に供する。 処理区分は一緒で $C$ -4 でございます。所在は前津、地目は樹園地が $3$ 筆、面積は合計 の $2$ ,011 ㎡、農振除外でございます。転用事業者は和泉の さんです。こちら の場所ですが地図は $1$ 6 ページ、先ほどの地図の隣ですね。整理番号 $1$ $-$ 6 と書いて
第6項ですね、申出人、前津のさん、理由、店舗及び駐車場用地に供する。 処理区分は一緒で C-4 でございます。所在は前津、地目は樹園地が3筆、面積は合計 の 2,011 ㎡、農振除外でございます。転用事業者は和泉のさんです。こちら の場所ですが地図は16ページ、先ほどの地図の隣ですね。整理番号1-6と書いて おるところでございます。こちらの方同じく隣ですので2種農地の判断、店舗は
第6項ですね、申出人、前津のさん、理由、店舗及び駐車場用地に供する。 処理区分は一緒で C-4 でございます。所在は前津、地目は樹園地が3筆、面積は合計 の 2,011 ㎡、農振除外でございます。転用事業者は和泉のさんです。こちら の場所ですが地図は16ページ、先ほどの地図の隣ですね。整理番号1-6と書いて おるところでございます。こちらの方同じく隣ですので2種農地の判断、店舗は の予定でございます。
第6項ですね、申出人、前津の
第6項ですね、申出人、前津の
第6項ですね、申出人、前津の

る。所在は常用、畑1筆、面積は221㎡でございます。転用事業者は、農事組合法人 \_\_\_\_\_\_\_\_さん、現在使用している倉庫がですね、手狭になったことから既存の倉庫の 西側に建設されるものでございます。地図はですね18ページをご覧下さい。整理番 号2-2と書いておるところでございます。こちらの方ですね、ちょっとこれだけで は分かりづらいんですけども、県道柳川筑後線の、常用の部落からの西側と言います か、詳しく言いますと\_\_\_\_\_\_\_さんというのが北側にありまして、そこから南の方へ 100mはいって、そこからですね西へ約400m入ったところになります。多分、おそら く分かられないと思いますけども、そうですね、常用の本部落の方の西側、ちょっと 農地の真ん中というとこで、法人\_\_\_\_\_\_\_の倉庫がありまして、それの西側になって いるところでございます。以上8項目の説明を終わります。

## ○議 長

それでは説明が終わりました。議案第7号について、質問のある方はどうぞお願い いたします。はい、どうぞ。

## ○委 員(4番)

農地転用ちゅうのはこれはあの、期間としてどれぐらい、調査とかいろいろしてから転用するとに試算的にはどのくらいかかるんですか。こんどはえらいこう・・なっとるけど。

#### ○事務局

農振除外の手続きですね。期間でいくと通常10ヶ月ぐらいかかってというのがですね、今までの目処目安だったんですけども、今回議案の中に1項から8項までですね、農業の振興に関する計画への追加が無いんですね。全部農振除外だけなので、計画を作り直すっていう手続きが一つ省略されます。それからすると10ヶ月といってましたが、2~3ヶ月早く終わるのかなというふうに思いますので、半年から8ヶ月の間ぐらいで終わって農転のほうに来るのかなというふうに思われます。

#### ○委 員(4番)

分かりました。

## ○議 長

他にございませんか。

#### 【質問なし】

それでは、質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第7号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

## 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

それでは本日の案件は、これで全て終了いたしました。 これをもちまして第15回農業委員会を閉会いたします。

午後3時01分 閉会